

議案第12号

富士見市立集会所条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

富士見市立水谷第8集会所を廃止するため、富士見市立集会所条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市立集会所条例の一部を改正する条例

富士見市立集会所条例（昭和53年条例第7号）の一部を次のように改正する。

「
第1条の表中 | ” 水谷第8集会所 | ” 東みずほ台2丁目19番

地9 | を削る。
 | 」

第2条第2項、第5条、第7条及び第8条中「一」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。